

平安末期の山林寺院と地域社会

——三河国の秘められた文字史料探求——

上川 通夫

はじめに

この稿は、船形山普門寺（豊橋市雲谷町^{うのや}）での文献調査をきっかけに考察したことの一部である。『愛知県史 資料編7 古代2』（二〇〇九年三月）の編集過程で、調査執筆委員として普門寺新出の永暦二年（一一六一）永意起請木札を見する機会に恵まれた。またその調査の過程で、ご住職林隆清様から別の寺宝の存在をご教示いただいた。そこであらためてご許可をいただき、豊富な文献の一部について調査できた。その成果は、上川通夫「史料紹介 普門寺（豊橋市）所蔵永暦二年永意起請木札について」（『愛知県史研究』第十四号）、上川通夫・井上佳美「史料紹介 普門寺（愛知県豊橋市）所蔵黄檗版『大般若経』について」（『愛知県立大学日本文化学部論集』歴史文化学科編第一号）として報告することができた¹。これに関わって、井上佳美「『船形山普門寺梧桐岡院闍闍之縁起由来』についての基礎的考察」（『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』第十一号〈日本文化編第一号〉）も出された。

「史料紹介 普門寺（豊橋市）所蔵永暦二年永意起請木札について」（以下では別稿と呼ぶ）においては、同時代の三

河国における他の寺院史料をあわせて考察することができなかった。この稿では、一つにはその補論として、また一つには文字史料探査の一事例報告として、紙面をお借りすることにした。

一 普門寺（豊橋市）の歴史史料

普門寺は三河国東端の中世寺院として、十二世紀に再生した。中世には、別稿で述べたように、船形山腹南側一帯に堂舎を営んだ、いわゆる山林寺院であった。〔図〕を参照されたい。しかしそれは、人里離れた、脱世俗・超社会の、絶縁的宗教施設として出現した訳ではない。歴史的な形成の要因は、寺僧の出身母体である近隣地域が、宗教的公共施設として仏教寺院を求めるにいたった、社会的新動向に存在するのではなからうか。荘園内の鎮守社・本地堂とは立地が異なる普門寺タイプについて、史料用語ではないが、いわば里山寺院として見直すことが可能かもしれない。そのことを、十二世紀三河国における他の事例をも参照して、近隣住人の寺院への結縁様式から探ってみたい。この事例分析は、中世の地方寺院の成立という問題についてだけではなく、列島社会の仏教受容という深部の問題に、一部触れることなのかもしれない。

これまで知られていた普門寺関係の主な史料については、『豊橋の寺宝Ⅱ 普門寺・赤岩寺展』（豊橋市美術博物館、二〇〇二年）に紹介されている。久寿三年（一一五六）の銘文を刻した二基の経塚遺物、大治二年（一一二七）書写奥書のある『大般若経』零巻、仁治三年四至注文木札（正中二年写）、同史料の応安元年（一三六八）写ならびに追記、天文三年（一五三四）船形山普門寺梧桐岡院闍闍之縁起、天文十八年（一五四九）今川義元安堵状をはじめとする戦国・近世の判物などである。これに加えて、永暦二年（一一六一）永意起請木札、天文十一年（一五四二）本尊等造立木札などを、別稿で紹介した。中でも永意起請木札は、天台教学を踏まえた真言僧永意による戒律教導的寺法として、



〔図〕 普門寺と近隣地域

〔正式二万分一地形図集成 中部日本1〕(2002年、柏書房)より、一部手を加えた。

地方寺院の実態をうかがいうる重要史料だと思ふ。この起請や、仁治三年四至注文木札(写)と天文十一年本尊等造立木札は、形状においても独特である。寺内に掲示されたことが考えられるが、ほかでもなく本堂の本尊厨子を開扉することで読むことができたらしい。後二者は厨子の壁板に直接書きつけられたもので、のちの造替にさいして剥がしとられ、厨子の内部にしまい込まれて忘れられていた。一九九八年に偶然再発見され、さらに近年に研究者がその重要性を認識するにいたったものである。このほか、近世の聖教類については膨大な量が保存されており、その一部としての十七世紀後半の黄檗版『大般若経』についてのみ、前掲史料紹介で各巻に墨書された奥書を翻刻した。

普門寺史料の研究は多く今後の課題だが、ここでは中世前期、特に十二世紀後半の地方山林寺院と地域社会の関係を考察する視角から、少し分析を試みたい。

考古学ではよく知られた史料だが、普門寺の

僧勝意が久寿三年（一一五六）に造営した二基の経塚の銘文は、この点でも再評価できると思う。経塚を造営した僧勝意は、「親父沙弥寂妙」の追善と、「現在悲母」の逆修を、それぞれ目的とした旨を経筒に刻している。⁽²⁾ 別稿で述べたが、比丘（僧）ならぬ沙弥号をもつ父親の表記から推測して、勝意の両親は在俗信者であろう。地域の貴顕が一族の者を地元で入寺させているものと考えられ、その後も、いわば聖俗両界での連携が維持されているのである。前者の経筒銘には「助筆者」たる僧六人の名前も記されており、同様に地元貴顕に出自する者たちだと考えて、ほぼ誤りないのではないだろうか。有力者単独の氏寺造営とは別に、地域社会を母体とする共同宗教施設が形成されている事例の一端、逆に見れば、共同宗教施設の造営を伴う地域社会形成の一端が、ここに表れているのかもしれない。これも別稿で触れたが、平治二年（一一六〇）銘の梵鐘鑄造にあたっては、勝意や永意らが「十方施主」に奉加を求める勸進の形式がとられている。⁽³⁾ これは寺を支えるべき近隣住人を想定したものであろう。

ここに一端を推測しうる、山林寺院と地域社会との関係について、同時代の三河国に残る他寺院の文字史料二つを参考にして、今少し考察を深めてみたい。扱うのは仏像（恐らく本尊）の造立に際して、像内に列記された結縁者名である。すでに知られた史料であるが、在俗の夫妻や親族が名を連ねており、しかも一方の例には普門寺の僧永意の名も見えている。

二 平勝寺（豊田市）木造観音菩薩坐像像内墨書銘⁽⁴⁾

左に、銘の原態を損なわぬよう注意しながら、読み取りやすくするために、夫妻とみなしうる者に甲・乙の如く枠と中黒を施し、男性名をゴチックとした。⁽⁵⁾ 女性表記は男性表記に比して文字の小さい場合があるが、ここでは同一ポイントで示した。

比丘尼阿妙

敬白沙弥妙蓮

(1) A 散位若尾貞助・桑名氏

愛子等

a 若尾助兼・大中臣氏

b 若尾氏・清原守貞

c 賀茂氏・若尾則助

(a) 若尾在助・弥野氏

(b) 若尾忠兼

(c) 若尾五郎

比丘尼藤原氏

B 若尾則友・藤原氏

C 若尾則平・々氏

D 若尾則守・橋氏

E 若尾光清・桑名氏

比丘尼円妙

(2) 秦友光・物部氏

(3) 秦守清・大家氏

(4) 長坂部成光・家女

(5) 物部則近・家女

(6) 大中臣国次・藤原氏

(7) 藤原忠清・藤原氏

(8) 穂積行道・愛子等

在松

若尾氏

(9) 源伴清・積穂氏

(10) 桑名助友・張尾氏

大才平治元年己卯十月廿五日

敬白

西三河の山間小盆地にある平勝寺の観音像は、若尾一族とそれ以外の氏族出身夫妻が、造立を支えたらしい。銘文は像内胸腹部にあり、平滑面に整然と記されているのではないが、おおよそは上段と下段に分けられ、さらに次のような整序が認識されていると思われる。

上段の(1)はA散位若尾貞助を中心とする親族である。若尾貞助と妻桑名氏がもうけた「愛子」が、a若尾兼助・b若尾氏・c若尾則助で、それぞれ他姓の連れ合いを伴っている。(a)・(c)は、所生父母はわからないが、第三世代で、うち二人は独身である。B・EはAと同一世代であり、夫妻のみがここに名を連ねて、その子供らは現れていない。すなわち、若尾氏の夫と他姓の妻でなす家族が、散位若尾貞助のもとに糾合された姿を見ることが出来る。造像ないし寺院興隆主体は、地元貴顕たる若尾氏であろう。造像の発願主は、第二行の「敬白」に続けて記された、沙弥妙蓮である⁽⁶⁾。専門僧とは思えない沙弥号からは、妙蓮はA散位若尾貞助の父親である可能性がある。そして、第一行の比丘尼阿妙と比丘尼阿妙は、「妙」の通字から推測して、これも若尾氏かもしれない。沙弥尼ならぬ比丘尼が開眼等の仏事の中心まで担ったのか、ここには見えない比丘たる寺僧がいたのかは、不明である。他姓の夫または妻には、桑名氏、大中臣氏、清原氏、加茂氏、弥野氏、藤原氏、橘氏がいる。

一方、下段には、九組の夫妻小家族が結縁している。夫の氏には、秦氏、長坂部氏、物部氏、大中臣氏、藤原氏、穂積氏⁽⁷⁾、源氏、桑名氏がある。他姓の妻の氏には、物部氏、大家氏、藤原氏、穂積氏、尾張氏がある。若尾氏以外に十四氏を数え、そのうち八氏が若尾氏と婚姻関係を結んでいる。各氏の親族的拡がりや、その居住地については、ここに知る手がかりが記されていない。ただ、夫妻一对の小家族を単位として、地域の上層百姓が結集する姿を、特定日時における仏事の場でのこととして想定することができる。

この造仏は、個々に小家族をなして自立する若尾一族が、再結束の拠点として氏寺のごとき拠点を設営する事業の一環なのではないか。しかし実際は、地元の貴顕に結縁参加を求め、半ば共同事業として開眼されている。それは、造仏や仏寺経営のみを目的とした結合ではない。いわば新しい地域社会の主導と共同をめぐって形成される、血縁・地縁の個別的関係を、誘致した普遍宗教の脱世俗性に結びつけることで、事実上の公共空間を創出しようとする、新方式だったように考えられる。

三 林光寺（新城市）旧蔵木造薬師如来坐像像内墨書銘⁽⁸⁾

（像内後頭部墨書銘）

歲次辛卯

嘉応三年正月十五日

僧実与・藤原氏

藤原行宗・大中臣氏

田口重道・藤原氏

僧慶勝

爪工是貞・縁友

雀部影時・阿部氏

伴包弘・小田氏

爪工貞清

同国貞 紀重安・縁友

伴包正・縁友

若倭包弘・縁友

財国宗・々々

海則清・々々

壬生宗行・々々

大冨行貞・々々

同弘恒・々々

金刺包清・々々

伴包遠・渡会氏

大屋国弘・々々

寒為安・々々

物部安国・々々

僧勢源・々々

僧行賀 僧聽法

仏師僧頼与

勸進僧良覚

真上未延・爪工氏

伴頼宗・源氏

僧勝慶

真上延貞・坂上氏

散位伴正宗・荒木田氏

襄□□・伴氏

雀部景近・々々

紀安重・々々

阿刀国正・縁友

阿部為光・々々

藤原為京橋貞弘・々々

雀部景里・々々

漢人氏

藤原国安・大中臣氏

金刺助国・縁友

同助則・々々

同助吉・々々

葛木則末・々々

市志国清・々々

清原貞清・々々

字字□太郎・々々

神宗正・々々

海是清・々々

散位伴親兼・荒木田氏也

金刺延弘・々々

同大郎殿・縁友

国主聖廟 関白殿下 別願当加納利生施給

左右大臣文武百官当国十二郡

人民万姓一切群生平等利益

(像内背部墨書銘)

愛子尾張氏大中臣氏

僧永意子孫大中臣□□

□□紀□□

二

(バイ) (アバンランカンケン)
天
成
文
字
記

庚丑

甲子

嘉応二年 十二月十九日木取始

同廿五日

同三年正月十三

東三河の八名郡庭野の谷あい山麓部に位置する、もと大脇寺(廃寺)の本尊には、二十八氏、百余人が結縁者として記されている。

夫妻一对の小家族を単位とする結集であることは、前の例と同様である。「表」に示したように、出身氏は多様である。ただ、散位伴正宗や散位伴親兼とその子「太郎殿」など、七人が見える伴氏は、ここで一頭抜きんで見えているように見える。八名郡内の伴氏が主導する造仏勧進に、一部は郡域を越えた地域の貴顕氏族が支援者として応じ、仏前に地縁的結集を形成させた時点として、冒頭の年月日が記念されているように見られる。

願意を述べた後頭部銘文末尾三行に、権力中枢と官制などへの功德を付加していることは、散位を名のる伴正宗や同

7人	伴氏
5人	金刺氏
4人	爪工氏、藤原氏
3人	大家氏、雀部氏
2人	阿部氏、荒木田氏、漢人氏、海氏、大中臣氏、紀氏、真上氏
1人	阿刀氏、市志氏、小田氏、葛木氏、清原氏、坂上氏、財氏、田口氏、秦氏、源氏、壬生氏、神氏、物部氏

〔表〕 像内後頭部墨書銘に見える氏族

注 氏記載のない縁友・僧侶など、ならびに判読不能の者を除く。

親兼らの地位について、地方貴顕、上層百姓、荘官クラスの有力者と想定させるだけでなく、在庁官人ないしその母体層だったことを示唆する。別稿でも述べたが、同時代の尾張国七寺一切経の書写発願者は、惣大判官代散位、大中臣安長であった。

しかも当時、八名郡・設楽郡・幡豆郡など東三河には、中央との結びつきをもつ伴氏が盤居していたらしい。中世末頃の編纂物だが、『伴氏系図』によると、応天門の変（八六六年）で処罰された伴善男が、のち三河国八名郡に住んで、額田郡司や幡豆郡司大伴氏と姻戚関係を結び、八名郡や設楽郡の所領を妻室が知行した、と伝える。八名郡司、海道惣追捕使、参河半国惣追捕使、設楽伴別当などの注記を付された、系図上の後継者らによる主張であろうが、十二世紀代の記述には無視できないものがある。永保三年（一〇八三）に、陸奥守源義家の清原家衡追討に従軍したという資兼（三河大介伴四郎、設楽大夫）の息親兼（設楽小六、三河大介）は、少し年代に開きがあるという疑点を残すものの、像内墨書銘に見える散位伴親兼その人かもしれない。系図の注記には、保元の乱（一一五六）で源義朝方に付いたとある。注目されるのは、「継母篠田兵藤大夫政経女、継母為養子、讓其跡畢」ともあることである。というのも、『保元物語』が源義朝の「手勢ノ者共」として伝える諸国出身者の中で、三河国では唯一、「設楽ノ兵藤武士」がいる¹⁾。平治の乱と治承・寿永の乱勃発との中間時点における、大脇寺近隣地域の武士層の具体的政治動向は不詳だが、姻戚関係を含む地縁的結束を自ら促す契機として、造仏事業を媒介とする寺院への結縁行為を押し出したことは、推定してよいと思う。

像内後頭部の墨書銘には、僧五人のほかに、仏師僧頼与と勸進僧良覚が見える。

開眼導師を明記していないが、像内背部墨書銘に唯一人名を記された僧永意は、その役を勤めた者なのかもしれない。それは、百余の人名とは別の機会に墨書された可能性もあること、本尊藥師の種字と大日法身真言の近くに記されていること、仏事作法を伴ったであろう製作過程の日付にも近いこと、永意は起請による寺院経営の実績ある近隣普門寺僧であること、による推測である。もしこの点に蓋然性があるとすれば、大脇寺を核とする地元貴顕層の地域的結集に似た社会が、その南方十八キロメートルの普門寺の地にも存在した、という想定にまで導かれる。かろうじて伺える両地域間の連動は、少なくとも東三河でこの時期にあいついだ歴史の変動の、一端と見るべきであろう。

なお大脇寺の本尊は、地域的結集をはかる地元貴顕を主体として、勸進僧による事業差配下に、三河国内で製作されたようである。嘉応二年十二月十九日から同二十五日までの「木取」のち、同三年正月十三日までに完成させ、その二日後の嘉応三年正月十五日に開眼した、ということではなからうか。年月日の記載は、単なる書き付けではないだろう。仕上げ段階の日程なのかもしれないが、結縁者に本尊造立過程を示しつつ、短期間に集中して完成させ、そして安置した一連の行事を彷彿とさせる。

以上、二例の像内墨書銘を分析した。それぞれの小地域が抱える固有の事情は、結縁者の人数や氏族の参加状況などの違いとして表れる。しかし、十二世紀第Ⅲ四半期の三河国で、いわば里山寺を結集核とする地元貴顕主導の地域社会が、あいついで現れてきたことを、共通の歴史的状況として捉えられると思う。そして普門寺の再興という事業も、この動きの中で理解しなければならぬ。

永暦二年の普門寺永意起請木札は、右に述べ来たった歴史の新動向を映し出している。難解な戒律教導の垂訓文は、もちろん職業的仏教家たる寺僧に向けて掲示された。別稿で述べたように、僧伽理念を借りた一山の結束が求められたのである。ただ同時に想定すべきは、彼ら寺僧の出身氏族たる、近隣の貴顕層を主体とした、あるべき地域的結集への志向が、そこに映し出されていることである。氏族出自の諸個人を糾合した寺僧集団は、世俗の個別小家族の成立と同時に析出されたもので、止住する山寺は、超血縁の地縁的結集を映し出す鏡のごとく、地域の一分枝として出発したの

であった。

四 地域社会への仏教導入

山林寺院または里山寺というべき普門寺などの場合、夫妻一对の小家族を形成しつつも地域的結集を志向する近隣貴顕層に、中世寺院形成を促す要因があると考えた。前史を復元する手がかりを欠く故に、この事例の歴史的位置は別の考察とともに見定めなければならない。ただここでは、寺院それ自体だけでなく、有機的なつながりをもつ地域の側に視点を据え、十二世紀第三四半期の画期性を想定した。三河国の事例をどれほど一般化できるかは、なお問題である。しかし小稿が視点と方法について学んだ、大山喬平氏による丹波国西楽寺一切経の奥書分析が、十二世紀の六十年代に貴顕層間の濃密な婚姻関係を見出していることに、共通する状況を認めうると思う。

重要なことは、仏像造立や写経といった仏教実践の具体的行為を、地域社会の主軸層が自ら求めて担っていることである。一方に政治的な思惑があるとはいえ、仏教が地方の深部に定着した姿を、ここに認めてよいと思う。日本社会への仏教定着時期についての意識的な議論は意外に少ないが、その見解は実に多様である。その際、文弱浮華な貴族の知識としての受容といった、生活実感と無関係の形式性に意味を認めない見解は、軽視できない。古代社会に仏教定着を想定する今日の通説には、私も疑問をもつ。しかしやはり、内容の歴史的個性を考慮する必要があるものの、特有の事情で地方の社会が仏教を導入した姿は、ここに確認できるであろう。

普門寺に結びつきの場をつくった貴顕層が、居住地で形成した地域の実態については、考察していない。最後に、この点についての推定の概略を、彼らの一部は武士として参加したであろう治承・寿永の内乱後のことも展望しつつ述べておきたい。

普門寺が属する渥美郡一帯に、寺僧らの出身一族の居住地が拡がっていたのかもしれない。ただし郡内に寺院は多く、やはり近隣を第一に考えるべきであろう。そしてその中心は、寺辺所領なのではないか。寺辺所領を記す史料の初見は、仁治三年（一二四二）の四至注文写である。⁽¹⁴⁾そこには、寺地である船形山普門寺菩提院のほかに「坂本雲谷、同岩崎之郷、余郷余郡或他国⁽¹⁵⁾混境」とある。寺域の南方山麓（坂本）の雲谷と、北西山麓の岩崎が寺辺領であり、その外部には、渥美郡高足郷に限らず、東方の遠江国境をも越えて、寺僧を出すなどする支持貴顕の居住地が点在する、ということであろう。先掲の〔図〕を参照願いたい。

雲谷と岩崎は、実質的には住民の村落であろう。十六世紀に下る史料だが、「両坂本雲谷・岩崎山林」⁽¹⁵⁾、「雲谷・岩崎両坂本」⁽¹⁶⁾、「寺領雲谷之内」⁽¹⁷⁾、「雲谷・岩崎百姓」⁽¹⁸⁾などと記され、単位名称が付けられない。高足郷の「惣郷」支配権を主張する側からは、「雲谷・手洗・山寺三名」として、国衙領の名に組み込もうとされたが、室町幕府は「寺家之境内」であると認定して退け、普門寺に安堵している。⁽¹⁹⁾雲谷と岩崎は、広義には普門寺の境内であり、ここに寺家と寺領の緊密な領域を確認することができる。普門寺に結集する地元貴顕は、この外部にも居住した筈だが、少なくとも十二世紀には、山麓寺領の住人が中心的主体だったのではなからうか。

十二世紀には、経筒銘文などに、「南閩浮提大日本国山陰道丹後国与謝郡拜師郷溝尻村」⁽²⁰⁾といった、仏教的世界認識を伴う行政的な現地表示形式が見られる。それらの中には、「於南閩浮提大日本国東海道三河国渥美郡伊良期郷万覚寺」⁽²¹⁾、「南閩浮提日本国参河国中条郡洋寺村」といった例もある。恐らく十二世紀後半の普門寺の場合も、三河国渥美郡高足郷普門寺のように表現され、広義には雲谷（村）や岩崎（村）を含む領域の成立が示されていたように考えられる。⁽²²⁾

平安末期には、地元貴顕を主体とする地域づくりによって、寺院とその膝下所領が成立していた。この先行する実態に、はじめて公的保証を与えたのは、初期の鎌倉幕府であった。天文三年の縁起が語る源頼朝からの保護は措くとしても、縁起が内乱前後の中興僧だとする化積については、仁治三年四至注文写にもその名が見えている。また永享四年

(二四三二) 四月二十六日の「御前落居記録」によると、普門寺側の雑掌が「文治四年九月十五日御寄進状」の効力を主張した結果、「文治御寄附状文章異_レ于_レ他」という判決を引き出している。なお検討の余地は残るが、寺地と寺辺領の事後的な認定は、武家政権から獲得したものであつたらしい。内乱期に、寺僧だけではなく武士をも送り出したであろうこの地の貴顕層の、政治的動向を推測させる手がかりとも思われる。

注

- (1) すべて本稿とほぼ同時に刊行される。なお、永意起請木札については、愛知県史編さん室古代史部会として調査を行った。その他については、二〇〇八年度愛知県立大学学長特別教員研究費(「国境(くにざかい)の歴史文化」文学部日本文化学科・代表上川通夫)、二〇〇九年度同研究費(「日本中世仏教の史科学的研究」上川通夫)による研究成果の一部である。
- (2) 久寿三年三月十六日銅経筒銘(鎌倉古陶美術館所蔵、『愛知県史 資料編7 古代2』所収)、同年三月十九日銅経筒銘(普門寺所蔵、同書所収)。
- (3) 静岡県袋井市出土旧三河国東乾里岡寺鐘銘(愛知県史 資料編7 古代2』所収)。
- (4) 愛知県豊田市綾渡町(旧足助町)。西三河である。久野健編『造像銘記集成』(一九八五年、東京堂出版)をもとにした。
- (5) 姓名を記しているのは男性で、「若尾氏」のように生家の姓のみを記すのは女性(妻)である。「家女」や「縁友」も妻のことである。造像銘や写経奥書に見える、夫妻や親族の名前記載については、次のような研究蓄積を参考にした。河音能平「丹波国田能庄の百姓とその「縁共」について―中世前期村落における小百姓の存在形態―」同『中世封建社会の首都と農村』一九八四年、東京大学出版会、同『中世前期村落における女性の地位―土地台帳の世界と讓状・売券・造像銘の世界―』(女性史総合研究会編『日本女性史』第二巻・中世、一九八二年、東京大学出版会)、峰岸純夫「金石文などにおける「縁友」について」(鎌倉遺文月報)10、一九七六年)、同『中世社会の「家」と女性』(同『日本中世の社会構成・階級と身分』二〇一〇年、校倉書房)、同『平安末・鎌倉時代の夫婦呼称の一考察―「女共」「縁友」「縁共」を中心に―』(同上)、勝浦令子「院政期における夫と妻の共同祈願」(同『女の信心』一九九五年、平凡社)、大山喬平「西楽寺一切経の在地環境―平安後期の親族と社会―」(同『ゆるやかなカースト社会・中世日本』二〇〇三年、校倉書房)。

- (6) 峰岸純夫「平安末・鎌倉時代の夫婦呼称の一考察」(前掲、二九三ページ)では、沙弥妙蓮のことを大施主と解釈されている。
- (7) 下段八行目の「穂積行道・愛子等」は、夫と、妻の遺児とで小家族の体裁を表したのである。
- (8) 愛知県新城市庭野字大脇。東三河である。久野健編『造像銘記集成』(前掲)をもとにした。この仏像は中世には大脇寺の本尊だったらしい。近世には近隣の林光寺に移された。現在はその収蔵庫にあって、新城市が管理している。
- (9) 峰岸純夫「平安末・鎌倉時代の夫婦呼称の一考察」(前掲)で、保安元年(一一二〇)の造像銘に見える和泉国谷川荘の散位桜井近介について、荘官クラスの有力者かと推定された。
- (10) 『続群書類従』第七輯下所収。
- (11) 新日本古典文学大系『保元物語 平治物語 承久記』(一九九二年、岩波書店)。
- (12) 大山喬平「西楽寺一切経の在地環境」(前掲)。
- (13) 津田左右吉『文学に現はれたる我が国民思想の研究 貴族文学の時代』(一九一六年、『津田左右吉全集』別巻第二、一九六六年、岩波書店)。津田氏は、近代以前の仏教に「国民思想」の意味を認めておられない。
- (14) 『愛知県史 資料編9 中世2』(二〇〇五年)所収。
- (15) 天文十八年(一五四九)十二月十九日今川義元判物(普門寺文書、『愛知県史 資料編10 中世3』)。
- (16) 天文二十四年(一五五五)二月二十二日今川義元判物(普門寺文書、同右書所収)。
- (17) 永録四年(一五六一)三月晦日今川氏真判物(普門寺文書、同右書所収)。
- (18) 永録四年(一五六一)三月晦日今川氏真判物(普門寺文書、同右書所収)。
- (19) 永享四年(一四三二)四月二十六日御前落居記録(前掲)。なお前註今川氏真朱印状写には、「雲谷・岩崎百姓退転之時者、名田跡職從_レ寺可_レ被_三相計_一事」とある。これは百姓個別の権利単位である。
- (20) 文治四年(一一八八)二月四日京都府宮津市出土銅経筒銘(『経塚遺文』)。
- (21) 前者は、承安四年(一一七四)七月日三重県伊勢市出土瓦経銘。後者は、建久八年九月二十三日愛知県豊川市出土紙本経奥書(ともに『経塚遺文』)。上川通夫「中世仏教と『日本国』」(同『日本中世仏教形成史論』二〇〇七年、校倉書店)に、同様の事例について、一覽表で示した。

(22) 明徳三年(一三九二)に豊前国で書写された『大般若経』の一部を担当した聖快は、「勸進聖三河国渥美郡高足郷船形寺観照房住人」と記している(広島県草津八幡神社所蔵、『新編安城市史5 資料編古代・中世』二〇〇四年、二八六・大般若波羅蜜多経奥書)。また天文三年の普門寺縁起の首題は、「大日本国三河国渥美郡雲之谷村船形山普門寺梧桐岡院闍闍之縁起由来之記録」である(『豊橋市史』第五卷、一九七四年所収)。本文に述べたことの直接の証拠にはならないが、推定の参考にはなると思う。

(23) 『愛知県史 資料編9 中世2』所収。